

答 申 第 1 8 号

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 2 4 年 1 2 月 5 日付け鎌土地第 1 3 6 号で諮問のあった下記の  
事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づく平成22年度、平成23年度全ての土地買取希望申出書のみ」の公開請求に対して、実施機関鎌倉市長が平成24年7月13日付けで行った行政文書一部公開決定処分について、異議申立ての対象となった「買取り希望価額」欄は公開することが妥当である。

## 2 異議申立ての主張の要旨

### (1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成24年7月3日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づく平成22年度、平成23年度全ての土地買取希望申出書のみ」について行政文書公開請求を電子申請で行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成24年7月13日付け鎌倉市指令土地第3号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、平成24年7月17日付けで、実施機関に対し、本件処分により一部非公開とした「土地買取希望申出書」（以下「本件対象文書」という。）の「買取り希望価額」欄について、行政不服審査法第6条の規定により、一部取消しを求めて異議申立てを行った。

### (2) 異議申立ての趣旨

本件処分のうち異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

### (3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成24年12月25日付けで提出された意見

書、平成25年2月4日付けで提出された補足意見書及び平成25年3月4日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 実施機関は、「買取り希望価額」欄について、個人に関する情報にあっては、条例に基づく「解釈及び運用の基準等」に示された「非公開情報細目基準」（以下「細目基準」という。）のうち「4 収入、資産等に関する情報」の具体的例示である「資産の内容（不動産・動産の種類・評価等）」に該当するとして個人の権利利益を保護するため、また、法人等に関する情報にあっては、細目基準「2 営業活動に関する情報」の具体的例示である「資金調達の予定額」に該当するとして法人等の適正な事業活動を保護、並びに正当な利益を害するおそれがある情報であることから、「買取り希望価額」欄を非公開とした旨主張するが、「公有地の拡大の推進に関する法律」（以下「公拡法」という。）第5条に基づく買取希望申出書において記載される「買取り希望価額」の価額は地方公共団体等に関心を持ってほしいという申出者が希望している額であり、実施機関の取得に直接影響を及ぼす情報であり、条例第6条第2号ア（公開することにより個人及び法人の権利利益を害するおそれがあるため）の「おそれ」について法的に保護に値する蓋然性が要求されるものであり、その合理的理由説明もなく、非公開にすることは不当である。

イ 買取り希望価額は法令により鎌倉市を経由して神奈川県に届出され（平成24年3月31日まで）、鎌倉市及び神奈川県の双方が取得し、かつ、管理しているものであるから、市政の運営の適正さを判断するための資料として、当該情報が有益である。当該情報は、法令上鎌倉市及び当事者を拘束するものではないが、鎌倉市が当該不動産について先買権を行使するための一つの参考となるものであるから、市政の透明性確保のため、どのような情報を鎌倉市が参考としたかを公開することが、鎌倉市の情報公開制度の趣旨からして必要である。さらに、当該情報は、参考価額に過ぎず、鎌倉市はもとより、当事者ですらこれに拘束されるものでないから、この情報が公開されたとしても、それは当該不動産の価額を直接公開することには当たらず、関係者の権利利益が直ちに害されるとは言えない。

ウ 市がその土地を買い取ろうとする場合においては、「買取り希望価額」がいくらであろうが、それとは無関係に当該不動産の適正な価値を算定するために不動産鑑定等の資料により価額を決定するものである。平米あたりの土地単価を計算するための「買取り希望価額」と不動産鑑定評価書の「鑑定評価額」の2つの一次情報開示によりはじめて市政の透明性が担保されるものであると言える。

エ なお、鎌倉市は、平成22年には「買取り希望価額」を公開していたが、「国土法及び公拡法届出書の情報公開請求への基本的対応方針について（伺い）」（平成23年6月21日決裁）を定め、それ以降は非公開としている。

神奈川県でも、従前は「買取り希望価額」を公開していたが、「情報公開請求にかかる公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出書・申出書の開示方針について（伺い）」（平成22年7月20日決裁）を定め、それ以降は非公開としている。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成24年12月19日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書、平成25年1月30日付けで提出された行政文書一部公開決定理由補足説明書及び平成25年2月7日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

本件対象文書の公開に当たっては、条例第6条第1号に規定される「個人に関する情報」に該当する「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」のほか、細目基準のうち、「4 収入、資産等に関する情報」の具体的例示である「資産の内容（不動産・動産の種類・評価等、債権・債務の内容等）、取引状況など」、「6 個人の生活に関する情報」の「持家・借家の別など」の情報について非公開とした。

また、同条第2号に規定される「法人等に関する情報」に該当する「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」のほか、細目

基準「2 営業活動に関する情報」の具体的例示である「取引の内容など」及び「資金調達の予定額・調達方法、投資予定額・投資対象など」、「3 信用に関する情報」の「借入金の額、借り入れの相手方、借り入れの条件など」及び「債務を保証している個人名、法人名、担保に供している物件の内容・評価など」の情報について非公開とした。

異議申立人は、本件対象文書の「買取り希望価額」欄全てを非公開とすることは不当である旨主張しているもので、以下、その理由を述べる。

「買取り希望価額」については、公拡法第5条に基づいて申出者が自己の所有する土地を地方公共団体等を買取りを希望するため、申出者の諸般の事情が複雑に絡みあって決定された価額である。したがって、申出者が個人であるものについては、条例第6条第1号の細目基準「4 収入、資産等に関する情報」の具体的例示である「資産の内容（不動産・動産の種類・評価等）」に該当するとして個人の権利利益の保護のため、また、申出者が法人であるものについては、条例第6条第2号の細目基準「2 営業活動に関する情報」の具体的例示である「資金調達の予定額」に該当するとして法人等の適正な事業活動を保護、並びに正当な利益を害するおそれがある情報であることから、「買取り希望価額」欄を非公開としたものである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から本件非公開処分に関する各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

公拡法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地等を計画的・優先的に取得し、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図ることを目的としており、公拡法第5条第1項において「前条第1項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が所在す

る市町村の長を経由して、その旨を申し出ることができる。」と規定している（平成23年8月30日改正（法律第105号）、平成24年4月1日施行以前のもの）。

本件対象文書は、公拡法第5条第1項に基づき該当する土地の所有者が、神奈川県知事に対し鎌倉市長を経由して、土地の買取りを希望する旨を申し出た、神奈川県所定様式の「土地買取り希望申出書」であり、その申出事項は、「申出をする者」、「土地に関する事項」、「当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」、「買取り希望価額」、「その他参考となるべき事項」である。

異議申立人は、「買取り希望価額」欄を非公開とした処分について異議申立てを行っていることから、「買取り希望価額」欄について条例第6条第1号又は第2号に該当するとして非公開とした実施機関の主張について、以下検討する。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号本文では、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

したがって、同号本文は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、「個人に関する情報」で、かつ、「特定の個人を識別することができるもの」を個人に関する情報として非公開とする、個人識別型の規定を採用しているものと解される。

イ また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものや、未公表の匿名の作文や無記名の個人の著作物等であって、公開することにより第三

者がそのアイデアを利用するなど著作権者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものと解される。

ウ 実施機関は、申出者が個人であるものについては、当該個人の収入、資産等に関する情報であり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号により非公開とした旨主張する。

しかしながら、実施機関は、平成25年2月7日に実施した口頭による決定理由説明において、「申出をする者」欄の全て及び「土地に関する事項」並びに「当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」欄の「所在及び地番」の大字以下を非公開とすれば、当該土地を特定することはできないので、申出者が誰であるかを特定することはできないと述べている。この説明によれば、「買取り希望価額」は特定の個人を識別することができる情報とはいえない。

また、「所在及び地番」の大字以下を非公開としており、これを既に公開されている情報と照合したとしても当該土地を特定することはできないことから、特定の個人を識別することができる情報とはいえない。

さらに、前記4(2)イの理由から、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえない。

したがって、条例第6条第1号には該当しない。

### (3) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号では、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は、申出者が法人であるものについては、営業活動に関する情報であり、公開することにより法人等の適正な事業活動及び正当な利益を害するおそれがあるため条例第6条第2号により非公開とした旨主張する。

しかしながら、実施機関は申出者が法人であるものについても「申出をする者」欄の全て及び「土地に関する事項」並びに「当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項」欄の

「所在及び地番」の大字以下を非公開とすれば、当該土地を特定することはできないので、申出者が誰であるかを特定することはできないと述べている。したがって、「買取り希望価額」欄を公開しても、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

以上のとおりであるので「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 4 / 7 / 3	行政文書公開請求書が提出される
7 / 1 3	行政文書一部公開決定通知書送付
7 / 1 7	異議申立書が提出される (担当課：土地利用調整課)
1 2 / 5	審査会に対し諮問
1 2 / 6	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
1 2 / 1 9	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
1 2 / 2 0	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
1 2 / 2 5	異議申立人から意見書を受理
1 2 / 2 5	実施機関に意見書(写)送付
2 5 / 1 / 1 0	第46回審査会で審議
1 / 3 0	行政文書一部公開決定理由補足説明書を受理
1 / 3 1	異議申立人に行政文書一部公開決定理由補足説明書(写)送付
2 / 4	補足意見書を受理
2 / 6	実施機関に補足意見書(写)送付
2 / 7	第47回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
3 / 4	第48回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
3 / 2 8	答申
/	
/	
/	
/	
/	
/	
/	